

タイトル	アメリカ建国神話の国定化：日本における「メイフラワー誓約」研究史の再検討
著者	安武，秀岳
引用	北海学園大学人文論集，30：1-34
発行日	2005-03-20

アメリカ建国神話の国定化

— 日本における「メイフラワー誓約」研究史の再検討 —

安 武 秀 岳

1. はじめに

1620 年、英領北米植民者ピルグリムたちが署名したメイフラワー誓約によれば、イギリス国王はフランス国王でもあった。英仏百年戦争後、イギリス国王軍がフランスから撤退して百年以上を経過した後になっても、イギリス国王は中世以来の称号に固執していた。実際にこの称号が廃止されるのは、さらに 181 年後の 1801 年のことであった。近藤和彦によれば、この改革によって、「合理主義者ピット首相のリーダーシップのもと、連合王国は近代的＝世俗的＝領域的な統一国家である、と自他ともに鮮やかに宣言したわけである。」（下線一筆者）。近藤は、名誉革命後の「長い 18 世紀」になっても「ヘンリ八世ないしエリザベス（セシル）以来の皇帝教皇主義を含意した符号」を払拭し切れなかったことを指摘すべく、この事実に言及しているのである^{※1}。

この近藤の指摘は斬新で刺激的である。それだけに異論もあるかもしれない。しかしここでは近藤の文中の「自他ともに」という言葉にこだわって、議論を先に進める。若き日の近藤は 1970 年代、「ニューレフト史家」E・P・トムスの『イギリスの労働者階級の形成』を始めとする「底辺から（フロム・ザ・ボトムアップ）」の歴史学^{※2}の紹介者として西洋史学界

^{※1} 近藤和彦編『長い 18 世紀のイギリス ― その政治社会』山川出版社、2002 年、32 頁。

^{※2} 「新左翼史家」たちによる「底辺から」の歴史学は、一時期、日本でも多く

に登場した。ここで言及している近藤和彦編『長い18世紀のイギリス——その政治社会——』の中にも当時の彼を想起させるものがある。特に彼自身が執筆した部分では、王権に対する各地の政治社会の対応、その対応を巡っての民衆の動向に関する鮮明な叙述が随所に見られる。それが本書の魅力である。しかし、国王の正式の称号に対して、臣下の側が国王にどういう尊称を使って対応したかについての言及は本書のどこにもない。これを「底辺」とまではいかなくとも「臣民」の問題として検討してみたらどうなるか。臣下が使う尊称の変化の中に、近藤の言う「皇帝教皇主義」の衰退の徴候が見られるのではないかというのが、「メイフラワー誓約」とその日本語訳を検討した後の感想である。「皇帝教皇主義」が、臣下の間で疑義なく受け入れられるためには、王権の武力支配と、それに伴う生身の国王個人に対する臣下の側の恐怖心を当然のこととして受入れる現実直視の態度があったはずである。

実は、メイフラワー誓約の中にもそのような態度を示す「符号」があり、しかもこの符号が中世後期以降、慣用句の中に嵌め込まれ、17世紀半ばまで存在したことが確認されている。その後この慣行が正確にいつまで続いたかは定かではないが、少なくとも18世紀半ばまでには、これに対する多くの異論が出されるようになっていたようである。この問題の本格的検討は英国史の専門家に委ねるしかない。本稿の目的は、永い間「メイフラワー誓約」の邦訳ではこの重要な符号が、多分、意識的に捨象されてきた事実、そしてそのことがこの文書の理解を不鮮明にしてきたという点を指摘することにある。

その上で、従来の日本の研究史では十分に説明されてこなかった、いわ

の人々の注目を集めたが、勿論、その起原はイギリスにあり、アメリカ合衆国では今日に至までその影響をとどめている。近藤は英米その他の国のこのようなラディカルな歴史家たちとのインタビュー集をも編集翻訳している。

E・P・トムスン他著、近藤和彦・野村達朗編訳『歴史家たち——Visions of History』名古屋大学出版会、1990年。

ゆるメイフラワー誓約の神話化とその国定化の政治文化史的文脈を明らかにし、リンカン大統領による「感謝祭」の日を「国民休日」の日とする宣言が、北部中産階級の南部奴隷主階級に対する勝利・闘争継続宣言であったとの歴史的展望を提示する。

2. 高木八尺訳

今日でも「メイフラワー誓約」の邦訳となると、まず『原典アメリカ史』第一巻の高木八尺訳を参照することになる。その冒頭から引用すれば、『神の名に於いて、アーメン。我等の統治者たる君主、又神意により英王国(グレート・ブリトン)、フランス及びアイルランドの王にして又信仰の擁護者たるジェームズ王の忠実なる臣民たる我等下名は……』と続く^{註3}。ここで問題になるのは、「我等の統治者たる君主」という訳語である。『原典アメリカ史』の刊行にも関わった斎藤真が後に編集した『アメリカ政治外交史教材——英文資料選』から当該部分の原語を参照すると、“our dread Sovereign Lord King…”ということになる^{註4}。不思議なことに、高木訳には“dread”という言葉に該当する訳語が完全に欠落している。原則論としては、一般教養のための歴史書の翻訳なら許されることもあり得るが、第一次史料の史料集の翻訳の中では、文中の重要な意味を持つ歴史的語彙の省略はあってはならないことである。

しかしこれは、国家元首の尊称に関わる問題である。経世済民の最高学府・東京帝国大学法学部へボン（アメリカ）講座担当教授として、日米開戦の回避と戦後日本の「国体」の存続のため奔走した高木八尺にとって、

^{註3} 高木八尺「メイフラワー誓約書」アメリカ学会編『原典アメリカ史』第1巻、岩波書店、1950年、121-124頁。

^{註4} 斎藤真『アメリカ政治外交史教材——英文資料選——』東京大学出版会、4-5頁。

一語たりともおろそかに出来ない問題であると同時に、慎重な配慮を要する問題であった^{註5}。高木訳の、“dread”の訳語の欠落はすでに戦前からのものであったが、この欠落の慣行は、現在、学生にとって最も頼りになる大下尚一他編『史料が語るアメリカ、1584-1988——メイフラワーから包括通商法まで』(1989年)に収められている大下尚一訳にまで続いている^{註6}。その意味では高木だけでなく、昭和の時代に生きた日本の米国史家一般の問題でもあった。

高木の場合、1931年に刊行された彼の主著『米国政治史序説』の中で、周到にも、「本文を邦譯すれば、略ぼ次の如くである」(下線部一筆者)と、あらかじめ「略ぼ」という言葉を添え、欠落批判に対する弁明とも読み取れるものを用意して、テキストを翻訳している^{註7}。そしてこの翻訳文が「略ぼ」という断りなしに、ほぼそのまま『原典アメリカ史』(1950年)に転載されているのである。キリスト者にして日露戦争中の「非戦論者」であった内村鑑三を師と仰ぎ、メイフラワー誓約以来のアメリカ自由主義の伝統に畏敬の念を抱く高木にとって、そしてまた、大日本帝国憲法体制下における軍部が主張する天皇の「統帥権」の持つ**恐るべき力**(*dread power*)に直面していた昭和初年の立憲君主主義者・高木にとって、「誓約」の中に出てくる国王の尊称としての“dread”という言葉は、出来れば翻訳を回避したくなるような恐ろしい言葉だったはずである。彼がこのことを明晰に自覚したかどうかは別として、彼が提起した「メイフラワー誓約」に関する自由主義的解釈の中に、この言葉を組み込むことは容易ではない。この

^{註5} 斎藤真他編『アメリカ精神を求めて——高木八尺の生涯』東京大学出版会、1985年。東京大学アメリカ研究資料センターが企画したオーラル・ヒストリー・シリーズ第6巻として出版されたこの本は、ステイツマン学者・高木本人からの口述記録であり、この先学の業績を検討する上での貴重な資料である。

^{註6} 大下尚一・有賀貞・志邨晃佑・平野孝編『史料が語るアメリカ、1584-1988——メイフラワーから包括通商法まで——』有斐閣、1989年、4-6頁。

^{註7} 高木八尺『米国政治史序説』有斐閣、1931年、78-79頁。

自由主義的解釈を全面的に疑う覚悟がない限り、高木の先学としての権威は生き続けることになったのである^{註8}。

また、1931年の高木の主著と戦後の『原典アメリカ史』の訳文の中に、この問題と関連して特に目につく変更点が一つだけある。それは「ジェームズ陛下」が「ジェームズ王」に変化していることである。これがどのような歴史的・学問的環境の下で起こったのかも、本稿の文脈上、一度つきとめておく必要がある。

この『原典アメリカ史』全7巻は、今日でも最も貴重な包括的史料集であるが、その第1巻刊行年は1950年である。高木の回想によれば、『原典アメリカ史』のための共同研究が始ったのは、1948年2月中旬のことであった^{註9}。その頃まだ日本はアメリカ軍の占領下にあったが、既に、かつて「神」であった「天皇陛下」が占領軍の命を受けいわゆる「人間宣言」を行い、そのことを確認する日本国憲法が制定されていた。とはいえ当時の日本経済は戦争による荒廃から立直っておらず、日本がどのような形で独立を回復するかも定かではなかった。すでに米ソ冷戦に突入した国際環境の下で、日本の保守派は独立達成後の憲法改正を期して隠忍自重しており、新憲法擁護派は独立達成後の保守派の復権に備えねばならぬ状況にあった。

勿論、保守派にとって日本国憲法第9条の廃棄が最重要課題であったが、もう一つの重要課題は日本国憲法体制における天皇の位置づけであった。

^{註8} 高木の訳文全体が綿密に検討・推敲された見事な仕上がりを見せている事実からみても、政治学者高木が国家権力の機微に触れるこの言葉を不注意に見過ごしたとは考えられない。ついでながら高木訳は、“by the Grace of God”という定形句を「神意により」と訳すなど、西欧近世主権国家の王権の眞髓を洞察した、明治憲法体制下のステイツマン学者ならではの名訳である。近年の大下尚一訳や後に言及する大西直樹訳では、これは「神の恵みにより」となっている。後述の如く、筆者は「神の恩寵によりて即位した」と訳した。

^{註9} 斎藤『アメリカ精神』、110頁。

「天皇は、国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定した第1条は何としてでも修正しなければならない達成課題であった。この象徴天皇制批判は疑いもなく保守派の再軍備要求と結びついてしたが、これは再軍備計画のための単なる扇動的手段ではなく、皇室と国民の尊厳を回復すべしという、当時の保守派に内在する本質的なメンタリティーの現れでもあった。京都を除く全国各都市の無差別爆撃と原爆投下の惨禍だけでなく、米軍占領という屈辱をも経験していた日本の民衆の中にも、この保守派のナショナリズムに同調する心性が存在した。このような保守的世論は、独立後間もなく岸信介「A級戦犯」内閣の成立を実現させることになるのである。

このような世論の動向の中にあって、戦後改革を肯定する若き知識人たちにとり、天皇の尊称問題は非常にやっかいな問題であった。彼らは戦時中、多くの家族・同朋の死を経験し、自らは辛くも生き永らえてきたと実感していた。「天皇陛下のために」戦地に赴いて還らぬ人となった同朋のことをどう考えるべきか。もちろん戦死者が復員して自ら語ることはありえない。天皇の尊称問題は、多くの人々にとって、自己の過去と現在と未来の生き方に関わる深刻な問題であった。とりわけ天皇「陛下」という尊称の持つ専制的な天皇支配の含意は否定すべくもなく、このことを痛感していた知識人は少なくなかった。しかしこの問題の根底には、第二次世界大戦後間もなく、戦後の国家再建に関する基本合意が日本の保守派指導者と米国政府との間に形成されていたという事実がある。日本軍及びその手先になったと見なされている人々の「戦争犯罪」に対しては厳しく裁くことになるが、昭和天皇個人に関しては、いわゆる「戦争犯罪」だけでなく、その結果倫理としての政治責任をも追求しないという合意である。戦争指導に直接責任を負ったA級戦犯の軍・政治家・高級官僚だけでなく、民間人や召集令状によって強制的に出兵させられたC級戦犯の兵士が処罰されたのに、「大日本帝国陸海軍」に対する統帥権を持ち、それを行使した昭和天皇は、いわゆる「戦争犯罪」だけでなく、その政治責任をも問われることなく、その天命を全うするまで在位しつづけることになった^{註10}。日本国

憲法の象徴天皇制とはこのような妥協の産物であった^{註11}。この妥協の是非は今も政治判断の問題として残っている。今日の家父長主義的な皇室典範

^{註10} 昭和天皇が日中戦争と日米開戦の最高責任者の当然の責務として、第二次世界大戦中、御前会議で積極的に作戦指揮に当たったことに関しては、山田朗『大元帥・昭和天皇』（新日本出版社、1994年）を参照。はたしてこの事実が、これまで日本のテレビや新聞等のマスコミで十分に報道されているのかどうか、筆者は確認していない。永い間、この問題は一般の日本人だけでなく、歴史研究者にとってもタブーとなっていた。山田の著書の出版も昭和天皇の死後のことである。

^{註11} 加藤哲治の最新の『世界』論文によれば、戦後の日本国憲法「第一条象徴天皇制については」、早くも1942年6月段階で、「すでに米国政府・軍の基本戦略の方向性が定まり、米国及び連合国の対日政策を牽引していくことに」なった。従って日本の保守派の立場からみれば、妥協とはいっても、軍事占領の下で、彼ら保守派と天皇を戦後統治に利用しようとした米国の対日政策に同意させられたというべきであろう。「天皇＝象徴論」の起源は、加藤哲郎によれば、「新渡戸稲造『日本——その問題と発展の諸局面』（1930年、「天皇は国民の代表であり、国民統合の象徴である[The Emperor is the representative of the nation and the symbol of its unity]とある）」であった。なお米国政府は、天皇個人に関しては、明治天皇の指導力とその下での日英同盟を高く評価しながら、軍部を統御出来ない昭和天皇には手厳しい評価を下していた。しかし、昭和天皇個人の政治的利用可能性を損なわないようにするため、日本に対する敵対宣伝のなかでは、決して「ヒロヒト」という人格的固有名詞を使わないように配慮することになった。この加藤論文は、米国戦時情報機関（Office of Strategic Service）の史資料のなかにあった1942年6月3日付け米国陸軍省軍事情報部（MIS）心理戦争課「日本プラン（最終草稿）」の史料紹介論文である。なおこの「日本プラン」作成は、もともと1941年12月、つまり真珠湾攻撃直後に英国情報機関PEFとの共同作業の一環として始っていたという。そこでは、立憲君主主義国家英国のとの協調が出発点であった。従って、第二次世界大戦の戦場となったアジアの英領植民地問題だけでなく、パクス・ブリタニカ落日後の立憲君主主義体制一般のあり方の問題も、当然、視野に入っていたものとみてよい。加藤哲郎「1942年6月米国『日本プラン』と象徴天皇制」『世界』2004年12月号、133-143頁。

の残存も小泉首相の靖国神社参拝問題も、共に歴史的に議論を突きつめて行くと、この問題に辿り着く^{註12}。

ただ本稿の文脈上、ひとことだけ指摘する必要がある。この妥協は不条理であり、当時の多くの日本人がこれを不条理と感じたことである^{註13}。とはいえ、「天皇制」とは理論的に切り離して、昭和天皇個人の政治責任を徹底的に追求する主体的政治勢力は結集しなかった。したがって、この不条理感は戦後改革を支持する人々の実践的知性にまでは熟成せず、すべてを過去の制度悪と敗戦という不幸のせいにする事になり、多分に情緒的な反天皇感情だけが停滞した。その結果、啓蒙的憲法擁護派の知識人^{註14}の側

^{註12} 近年ますます、靖国問題は専ら中国や韓国の「反省」要求にどう対処するかという国際問題として論じられる傾向が強まっている。このこともあってか、保守的心情の人びとの間に、中国や韓国の人びとに対する反発だけが強まっている。しかしこの問題は、戦後日本の支配層の大半が、戦争指導者たちの政治責任の問題をもっぱらアメリカ占領軍と彼らによる「東京裁判」に委ね、主体的判断を回避し続けてきたことの必然的結果である。この問題は今も国際問題であると同時に、国内のまさしく「歴史問題」である。

^{註13} 『俘虜記』を書いた戦中派の大岡昇平や戦後世代の大江健三郎のような、政治倫理的な感性の鋭い作家たちが、天皇から文化勲章を受賞することを辞退した最大の理由の一つは、この点にあったと筆者は解釈している。また、かつて政界の「風見鶏」と評されながらも、一貫して自由民主党内の憲法改正派の最長老とみなされてきた中曽根康弘元首相が、吉田内閣時代の国会質議で昭和天皇の退位を示唆した事実も注記しておくべきことであろう。昭和天皇が生涯在位し続けたことの政治文化史的意味についての最近の研究としては、ケネス・ルオフ著、高橋絃監修、木村剛久・福島睦男訳『国民の天皇——戦後日本の民主主義と天皇制』共同通信社、2003年。

^{註14} ここで言う啓蒙的護憲派という言葉は厳密に規定したものではない。これまでの態度を捨て、全面的に新憲法を支持するようになった人々という程度のものである。軍部の台頭に抵抗した東京帝国大学的美濃部達吉以来の天皇機関説を継承していた宮沢俊義らは、敗戦直後の時点では、憲法改正不要論者だったようである。彼らとしては論理一貫していた。しかし、明治憲法を前提とする天皇機関説では、軍部の台頭による中国侵略や、成功の見込みの

には、昭和天皇の歴史的役割を客観的かつ批判的に検討するよりも、天皇崇拝と思われる言動を一切拒否するという消極的拒否反応が蔓延した^{注15}。

こうした中で、「西洋史」研究者たちの間でも、戦前の天皇制擁護や天皇崇拝を思わせるような用語を忌避するという傾向が生まれた。例えば近藤和彦が1980年に書いたある書評の中で、成文憲法を持たない1920年代の英国の史料の中に出て来る“Constitution”という固有名詞を「国体」と訳してはどうかとの観測気球を揚げたが、敗戦直後の知的雰囲気の中で育った研究者たちの評判は芳ばしくなかった。近代以降の「国体」という日本語の用例には、実質的に立憲君主主義政体を意味するイギリス語の翻訳だったのではないかと思わせるものも少なくないが^{注16}、昭和初期の右翼と

薄い日米戦争を阻止できなかった。この歴史的事実と無条件降伏後の米軍占領という現実を前にしては、いわゆる「天皇機関説」は過去の歴史としての評価は別として、その存在理由を喪失していた。こうした状況変化を察知した宮沢は、その後、新たに制定された日本国憲法の最も権威ある学問的註解者の役割を演じ、啓蒙的護憲派の学問的象徴となる。

しかし同じ学問的伝統の中で育った高木八尺の場合、貴族院議員として保守主義の立場を貫き、新憲法の中に人民主権を意味する文言を挿入することに強く反対したことを、晩年、自ら淡々と回想している。最終的には新憲法支持の立場になったかもしれないが、恐らく彼自身、ここにいう「啓蒙的護憲派」の範疇に入れられることは、心外なことであつたろうと思われる。斎藤『アメリカ精神』、102-103、169頁。

^{注15} これは、同時代を青少年として生きた筆者の、当時の「大人たち」に関する半世紀後の印象論的回顧であると同時に、自己省察である。もし誤りがあれば、正していただきたい。

^{注16} 高木の場合、このような「国体」認識の伝統の中にあつた。他の日本の知識人については、専門家に聞きたい。興味深いことに、明治憲法制定直後の1890年、『アングロ・サクソンの自由の小史』を書いた米国人ジョセフ・ホスマーは、「アングロ・サクソンの自由は、多少とも不完全な形ではあるが、ロシアを除くすべてのヨーロッパの国とアジアの日本によって採択されている

軍部が、この言葉を濫用して軍部独裁体制を確立したという苦い過去の歴史を経験していたため、「戦後歴史学」を担って来た人々はこの近藤の観測気球に拒否反応を示したのである^{註17}。近藤、あるいは他の研究者が、その後イギリス史研究の中でこの訳語を使ったかどうかは確認していない。しかし近藤は、「国体」とでもとしか訳しようのない、この16世紀以降の英国の総体的統治理念の歴史的な存在様式の存続とその変貌に対する関心を捨てた訳ではなく、この関心を『文明の表象——英国』（山川出版社、1998年）を経て、『長い18世紀』まで維持し続けている。

昨年、19世紀イングランドに関するローマン・マックウィリアムの著書を翻訳した松塚俊三は、過去の慣行を踏襲して19世紀英国の“Constitution”を「憲法」と訳している。論議を回避するという点では穏当な訳では

が(それは模倣されたと言った方がよいかもしれない)、その自由の未来は英語国民にかかっている……」と書いている。いかにも世紀転換期のWASP(ホワイト・アングロサクソン・プロテスタント)知識人らしい独善的な我田引水ではあるが、日本に関する彼の当時の事実認識は、その後日本が日英同盟を締結してアジアにおける英国帝国主義の尖兵としての役割を演じ、英国を忠実に「模倣」したという事実をも含めて巨視的に見れば、それほど的外れではなかった。このような米国知識人たちの日本認識の知的伝統は、先の註11で言及した1942年6月の米国「日本プラン」の中に見られる明治天皇に対する高い評価に現れている。James K. Hosmer, *Short History of Anglo-Saxon Freedom* (New York, 1890), p. 308, cited in Richard Hofstadter, *Social Darwinism in America* (Boston, 1955), p. 174. 加藤「日本プラン」, 138頁。

^{註17} 当時近藤は、松浦高嶺が「苦勞したあげく、『国制』ないしカナで『コンスティテューション』としている例にも言及しながら、訳語「国体」の使用可能性を提起している。この観測気球には、「戦後歴史学」が西欧先進国に対比しての大日本帝国憲法体制の前近代的性格を強調するため、20世紀の英国の国家体制に残存していた前近代以来の遺制を軽視してきたことに対する近藤の批判の意味も込められていた。近藤和彦「書評：富岡次郎『ゼネストの研究』」史学雑誌, 第9編第3号(1980年3月), 95-104頁。

あるが、今日の日本語の「憲法」という言葉が、一般に成文化された単一の国家基本法として理解されているという事実との整合性という点で、この訳語が難点を残していることは否定出来ない。広く利用されている宮沢俊義編『世界憲法集』（岩波文庫）にも、勿論、イギリス憲法という項目はない^{註18}。英国史上の総体的国家統治理念（及びその実体としての統治体制とこれを支える政治文化を含む総称）を意味する“Constitution”の訳語としては、「国体」という言葉を使っても支障はないと筆者は考えている^{註19}。

^{註18} 勿論、宮沢も総論解説のほんの一部分で、慣行に従って、「イギリスの憲法」という言葉を使っている。しかし彼はいわゆる「成文憲法」と「不文憲法」との違いを強調し、冒頭で「ここで『憲法』というのは、法律学的に正確にいうと、成文憲法のことである」と断っている。

^{註19} ローマン・マックウィリアム著、松塚俊三訳『19世紀のイギリスの民衆と政治文化——ホブスボーム・トムスン・修正主義をこえて』昭和社、2004年（Rohman Macwilliam, *Popular Politics in Nineteenth-century England*, 1998）。日本のアメリカ独立革命研究者たちは、高木八尺以来、18世紀英国の“Constitution”を「憲法」と訳し続けている。明治以降の多くの知的指導者がウォルター・バジエットの *British Constitution* を読んだが、戦後の小松春雄は、その表題を『イギリス憲政論』と訳している。しかしその本文の中ではやはり、“Constitution”を「憲政」ではなくて「憲法」と訳している。この不整合も「憲法」と訳すことの難点を示すものといえよう。小松春雄「イギリス憲政論」辻清明編『バジエット・ラスキ・マッキーヴァー』（中央公論社・世界の名著22）、65-346頁。また「政体」と訳してはどうかとの意見もあるが、松塚の場合、「政体」という訳語は、“polity”という下位概念の訳語として使われている。

なお、松塚によるこのマックウィリアムの訳書は、西洋近代史家にとって多くの示唆に富むものであるが、本稿の課題に即して言えば、エリートではなく一般民衆にとって、“Constitution”とは一体、何だったのかという問題に光を当てている点で注目に値する。これはこれまでほとんど論議されてこなかった問題である。民衆扇動の中で登場する“Constitution”は、文書化された近代合理主義の産物としての「憲法」とは異なり、マグナカルタ以来の神話化された伝統に依拠している。この点で、むしろ「国体」とでも訳した方がふさわしいように思える。

京都風の弁説爽やかな故高坂正堯は、かつて英国の“Constitution”を雅びやかな「国のかたち」という言葉で説明し、今それが研究者の間でも流行している²⁰。確かにこれは洗練された説明ではある。しかしこの言葉は説明語であって、翻訳語ではない。平安時代の物語的な宮廷政治用語には使えても、イギリス近代の議会闘争や街頭での扇動活動の用語としては、とても役に立たない。日本研究の過去の経緯から離れて、西洋史研究者独自の立場から、翻訳語としての「国体」の使用を再検討すべきではないか。そのことが日本独特の「国体」という言葉の曖昧さ、さらには明治以降、様々な意味をこめて使われてきた国体という言葉の持つ多様性をも明らかにするのに貢献するものと思う。

「国体」と同様、「陛下」という言葉も当時タブーとなったように思われる。「国王陛下」という尊称が、戦後は、ただ単に「王」とか「国王」、「君主」という言葉に入れ代わってしまった²¹。このような戦後の知的状況においては、戦前とは別の意味で、「畏れ多くも天皇陛下におかせられましては」という慣用句を思い出させるような、国王陛下の修飾語として挿入された“dread”という言葉の訳語を探すのはますます困難になったようである。高木の場合、個人的には「陛下」という言葉を意識的に回避しなければならないような思想転向はなかったように思う。むしろアメリカ史研究者の中で、その後この言葉が復活しなかったという事実に鑑みて、これも高木個人の問題というより、アメリカ史研究者全体の問題であったとみなすべきであろう。

「戦後歴史学」の担い手たちは、神話に依拠する「皇国史観」から生まれた「神国日本」に対する批判者として出発したこともあって、考古学、憲

²⁰ 瀧井一博『文明史のなかの明治憲法——この国のかたちと西洋体験』講談社選書メチエ、2003年、13頁。

²¹ 高木だけでなく、後に言及する美濃部達吉も「ゼームズ王陛下」という訳語を使っていた。美濃部達吉『米国憲法の由来及び特質』有斐閣、昭和21年2月（初版大正7年）、92-3頁。

法学・経済学等々の狭義の即物的な「社会科学」の強い影響下にあった。大塚久雄のように人間集団のエートスの社会的基盤の解明に努めた文化科学的経済学者もいたが、彼の影響下にあった歴史家者たちも、人々が国家元首に対して用いる尊称の意味などという、すぐれて歴史的・人文学的問題を学問研究の対象とはしなかった。戦前と違って戦後の歴史研究者たちは、何らかの特別の社会的配慮の必用がない限り、国家元首に対してどのような敬称ないし尊称を使うかは、全く個人の趣味の問題であるかのように考えていたようである。国家元首に対する尊称がまったくの私事であるならば、この尊称を「社会科学」の言葉としての歴史記述の中に持込むのは科学としての学問の否定となる。しかし、庶民から王侯に至るまでの様々な人々の生活と生活感覚の歴史を叙述するために、第一次史料の翻訳、またはその直接引用を行おうとする場合、王侯に対する尊称の回避は多くの障害を生み出す。過去の人々がこのような尊称を必要としていたという事実まで無視する結果になってしまえば、歴史学の自己否定となる。

当初筆者は、この dread の訳語の欠落は戦後改革の政治風土の産物だと推測していたが、斉藤真教授により戦前の高木訳の存在を示唆された^{註22}。これは大変貴重な助言であった。しかも戦前の高木訳の脚註には、さらに先行訳として天皇機関説で有名な美濃部達吉の『米国憲法の由来及び特質』があることが明記されている。但し、憲法学者美濃部達吉のものは、翻訳というよりは抄訳引用というべきものである。いずれにも“dread”に該当するような訳語はない。

大正7年に初版が出た美濃部の著書の昭和21年版^{註23}と高木の著書とを照合してみると、両者はメイフラワー誓約を近代的「社会契約論」の先駆的顕現として評価するという点で見解を一にしている^{註24}。ここではこの両

註22 高木『序説』。

註23 美濃部『米国憲法』、92-3頁。

註24 美濃部が「此契約書を基礎として最初の民主的組織が米大陸に於いて建設せられた」と断定しているのに対して、高木は「プリマスの住民は」「民主的

先学が、社会契約論の先駆とみなす観点から、あえて dread という言葉を訳す必要を認めなかった、あるいは訳さない方がよいと判断したとの結論を下しておく。

3. 斎藤真のピルグリム像

最近の斎藤真も彼の『アメリカ革命史研究——自由と統合』の中で、「後にジョン・ロックが普遍的理論として定着させる契約による、合意による政治の正統性をピルグリムズは、緊急の方策として先取りしたといえよう」と記述し、この美濃部・高木の伝統を継承している^{註25}。しかし、プリマス植民地が多くの困難に直面し、その指導者ブラドフォードが失意のうちに死去した後、最終的にはマサチューセッツ湾植民地に吸収・併合され、しかもその上、植民地時代の一時期その歴史はほとんど忘れ去られていた。近代的社会契約論の成立やアメリカの政治的伝統に対する「メイフラワー誓約」の直接的影響を説くことは不可能である。従って斎藤はピルグリム神話と歴史事実とを峻別した上で、この「誓約」をアメリカの政治的伝統としてではなく、その政治文化の「原型」として位置づけている。スチュアート王朝期の宗教戦争のただ中であって、斎藤によればピルグリムたちは各人の信仰の違いを超えて、異質の人々が世俗的な政治団体を創造するに際し、誓約という行為を通じて、自分たちの自治の正統性の根拠とした。

政治制度の端緒を開いたと稱せられるのである」とやや距離をおいて記述し、その後の民主主義ではなく、「自由主義的思想の発揚」への影響を強調している。両者のプリマス観のニュアンスの違いは、アメリカ史に関する学識の違いにもよるが、多分理論志向型の憲法学者と史実密着型の歴史家との違いによるように思われる。いずれにしろ、メイフラワー誓約は大正から昭和にかけての日本の国体論争の文脈の中で研究されていたことは確かである。

美濃部『米国憲法』、94頁、高木『序説』、83頁。

^{註25} 斎藤真「同質と異質との統合——原型としてのプリマス植民地の形成——」『アメリカ革命史研究——自由と統合』東京大学出版会、1992年、5頁。

この点で彼らは、合衆国憲法制定だけでなく、「アメリカ的法文化」の素朴な「原型」でもあったというのである^{註26}。確かにこの分析は、事実上、過去の歴史の中に消え去っていたピルグリムたちの物語が、なぜ国民的神話にまで創りあげられたかを理解する助けとなる。その論理構成は精緻で、見事なアメリカ政治文化論である。

しかし斉藤のピルグリム像は、その後のアメリカ政治史を理解するための手段として構成された歴史モデル、いわゆる「理念型」である。従ってこの理念型モデル構成に合致しない史実や言説は捨象されることになる。それはそれとして一概に否定されるべきことではない^{註27}。しかしそれでも、“our dread Sovereign Lord King James...”という言葉は、やはり、この斉藤のメイフラワー誓約論に不協和音をもたらす。ピルグリムたちはジェームズ国王という「恐ろしき主権者」の臣下であることを共通の帰属意識として確認することによって、自分たちの生命と財産を護る自治組織を創ることに合意した。これに対し、ジョン・ロックは自由なイギリス臣民の財産と身体を脅かすこの「恐ろしき主権者」による権利侵害を何とか防止せんがため、従ってこのために樹立された名誉革命体制を擁護する目的をもって、『市民政府二論』を書いたのである。当時の政治状況にあってロックは、貴族やジェントリー・都市ブルジョアが、自分達の生命・財産・自由を護るためには、イギリス国王は決して彼ら自身にとって「恐ろしき

^{註26} 斎藤『アメリカ革命史』、28頁。

^{註27} 大西直樹は、後に言及するようにメイフラワー誓約を社会契約論の先駆とする見方自体を史実ではなく、後世の人々が創造した神話であったことを実証している。しかし同時に大西は「荒野においても法の支配を厳守すること、それがこのコミュニティの存立の根幹であることを彼らは意識していたのである。その意味において、やはりプリマスはアメリカ社会の一つの「原型」といえるだろう」とも述べている。彼の主張は斉藤真の「原型」論を完全に否定しているものではなさそうである。『ピリグリム・ファーザーズという神話——作られた「アメリカ建国」——』講談社、1998年、42-44、87、130-133頁。

主権者」であってはないということを自覚させようとしたのである。この意味において、ロックの社会契約論は、「恐ろしき主権者」の臣民であることを自己否定する契機を内包していたと言ってよい。従って、メイフラワー誓約をロック経由の独立革命期の「社会契約論」と結びつける美濃部・高木以来の発想は、いささか恣意的であると言わざるをえない。

しかしこの問題に関して、斉藤は無批判に先学に追随している訳ではない。彼の『アメリカ革命史研究』の中には“dread”の省略の問題性について、斉藤が十分に認識していることを示す文章がある。メイフラワー誓約の「冒頭の国王への言及は、それが主語ではなく（忠誠の）目的語であるという主要な相違を除けば、たとえばヴァージニア会社への特許状(1606年)の冒頭の言葉と極めて類似している。このことから直ちに、聖徒は誓約文の背後に国王の権威、伝統的正統性があるかのごとく記したとまで考えることは、読み込みすぎであろう。しかし、スタイルないし用語を特許状に近くすることによって、特許状、許可状に代わるものとしようとしたことは十分考えられる。」^{註28}（下線一筆者）。

この文章の中に出て来る下線部の「主語ではなく（忠誠の）目的語であるという主要な相違」とは、一体、何なのか。一般の読者にはまったく訳が分からない。著者は何の説明もしていない。まるで言語学者の禅問答である。これこそが、問題の“dread”という言葉の有無の問題なのである。即ち、国王が与える特許状には“dread”という言葉は書いてないが、臣下を自認するピルグリムたちが国王に言及したこの「誓約」には“dread”という形容詞が嵌め込まれているという事実である。このように理解して初めて、「聖徒は誓約文の背後に国王の権威、伝統的正統性があるかのごとく記したとまで考えることは、読み込みすぎであろう」、という斉藤の文章の意味の十全な理解が可能となる。しかし、このように理解した上で、果たしてそれが本当に読み込み過ぎなのかどうか。確かに国王から直接、特許

註28 斉藤『アメリカ革命史』、17頁。

状を入手していなかったという事実に鑑みて、「背後に国王の権威、伝統的正統性があるかのごとく記したと考えることは、読み込みすぎ」と言えるかも知れない。しかし、「恐ろしき主権者」であるジェームズ国王陛下の臣下であることを自認し、神の恩寵を得た国王の武力に臣従していることを主張することによって、「背後に国王の権威、伝統的正統性があるかのごとく記した」とも言えるのではないか。一度検討してみる必要があるというのが筆者の問題提起である。

筆者がこの禅問答の意味を考え始めたのはつい最近のことであるが、この禅問答の意味を早くから理解した人がいたはずであり、少なくとも大西直樹は理解していたと判断してよい。彼は自己のピルグリム研究の出発点が1984年斉藤真の主催するブラドフォードの『プリマス植民地について』の読書会への出席にあったことを「あとがき」に明記している^{註29}。実は「メイフラワー誓約」と呼ばれている史料はこのブラドフォードの残した文書に収められていたものである。実際、大西は後述の如く、先学の禅問答に自らの著書で応えることになったのである。

4. 恐ろしき主権者・ジェームズ国王陛下

さて、以上、問題の所在とその周辺の輪廓について、やや冗長なまでに説明したので、以下簡潔にこの言葉についての問題の核心の検討に入る。論述の便宜もあり、この“our dread Sovereign Lord King” James という尊称の翻訳について、先回りして筆者の検討結果を提示しておく。この慣用句をどう訳すべきかをあるイギリス史家に聞くと、「いとも畏れ多き国王陛下」とでも訳すべきところだろうとのことであった。前述の大西直樹は『畏れ多き君主』と訳している^{註30}。“Sovereign Lord King”をただ「君

^{註29} 大西、『ピリグリム』、211頁。

^{註30} 大西直樹『ピリグリム』、42-43頁。但し、ここには“dread”という言葉とその訳語についての吟味は一切ない。「恐ろしく」はないが「畏れ多き」日本

主」とだけ訳したのでは、一般の読者には、発展途上の主権国家の専制的な国家元首の尊称という内容が読み取りにくいという難点が残るものの^{註31}、この大西訳で従来の翻訳の基本的な難点は克服されたと言ってよい。ただ、かつての「畏れ多くも天皇陛下におかせられましたは」、という決まり文句が耳に残っている筆者としては、ここでは「畏れ多き」という日本語独特のレトリックを避けて、暫定措置として単刀直入に「恐ろしき主権者・ジェームズ国王陛下」と訳すことにする。一つには“dread”という言葉の持つ、ラテン語ではない俗語としての響きを重視し、しかもこの俗語の尊称としての特殊用法は、その幅広い語彙のほんの一部にすぎなかったという、中世以来、今日に至るまでの、この言葉の持つ汎用性を大切にすべきであると考えたからである。第二に、従来の訳では使われてい

の先学の業績に対しては正面から批判しないというのが、アメリカ研究の作法のようである。しかし、本書は日本語で書かれた日本人のための神話破壊の書である。米国における近年の研究成果の単なる受売りではない。これでは、大西のせっかくの本格的なこの神話破壊の書が、日本の知的公衆にとってどんな意味を持つのかが一般読者には伝わらない。メイフラワー誓約神話は、1930年代の高木とその読者たちにとって、ある意味で、同時期のアメリカの知的エリートにとってよりも、より大きな意義を持っていた。この「神話」を歴史として研究することは、高木にとって、「アメリカ民主主義」の世界的規模でのヘゲモニー確立の時代に、国の内外両面で脆弱な後発立憲君主主義国家の存続を計ろうする切実な実践的課題と深く関わっていた。先学を批判することによって初めて、我々は先学の公民としての使命感と彼らの歴史認識との間の緊張関係を理解し、かつての日本の知的エリートにとってのこの神話の意味を理解することになる。勿論、「メイフラワー号神話」は、高等学校の教科書にも出て来る挿話であるだけに、米軍占領下で広く一般の日本人の「アメリカ民主主義神話」の一部となったのである。

^{註31} 周知の如く、過去の歴史の舞台を再現しようとするヨーロッパ古典劇の上演やその映画化の中に登場する専制君主の尊称の翻訳の場合、古代中国以来の起源を持つ「陛下」という訳語は必要不可欠なものとして戦後一貫して使われてきた。

なかった「主権者」という言葉をあえて使ったのは、西欧世界における、中世後期から近世・近代・現代に至る「主権者 sovereign」という言葉とその語彙の連続性をも無視すべきではないと考えたからである^{註32}。

また、陰謀と裏切りのイタリア・ルネサンス時代のマキアベリの世界だけでなく、チューダー朝のヘンリ八世からチャールズ一世までの宗教動乱の時代の英国においても、国王自身が軍事的に「恐ろしき主権者」であったし、またそうあらねばならなかったという厳然たる事実がある。そうだからこそ、ヘンリ八世は忠誠宣誓命令を回避しようとした腹心トマス・モアを公開の広場で斬首し、さらに「流血のメアリ」の治世が続き、最後にはチャールズ一世という国王本人が斬首されることになったのである。これは、日本近代とはいささか状況を異にする、異質の社会の異質の時代の話であり、第二次世界大戦中に濫用された「畏れ多き」という日本語独特のレトリックを準用することは、かえって歴史認識を歪める恐れがあると考えたからである。なお語句の訳語の適否は、前後の文脈の中で判断すべきものであるから、未熟ではあるが筆者自身の試訳を提示しておく。

神の名において、アーメン。我等下記に名を記す者は、神の恩寵によりてグレート・ブリテン、フランス、アイルランドの王に即位した我等の恐ろしき主権者・ジェームズ国王陛下、かつまた信仰の擁護者等々でもある国王の忠実な家臣である。かかる我等は、神の栄光のため、またキリスト教の発展と我等の国王、並びにわが国の名誉のため、ヴァージ

^{註32} なぜ従来の翻訳に「主権者」という訳語が使われなかったのかは、今のところ筆者にとって謎である。明治憲法制定時以来、「主権」の所在とその意味こそは最大の政治的争点であった。高木を含めて天皇機関説論者にとって、主権者という言葉が最も取扱い注意を要する語彙だったからであろうと想像している。合衆国憲法制定にあたって、建国の父祖たちが意識的に Sovereignty 主権という言葉回避した点については、安武秀岳「人民主権とユニオン」『アメリカ学会学報』、1992年2月、No.104、1頁。

ニア北部に最初の植民地を建設すべく航海に乗り出したが、ここに本証書をもって、神とお互いの前で厳粛に相互の契約を交わし、自らの秩序の向上とその存続、及び前述の目的の増進のため、団結して市民的政治組織体を創設する。今後これに基づき、適宜、植民地全般の福祉のため、最も適切と考えられる正しい公平な法律、政令、規則、団体規約を制定し、公職を設け、我等すべてが当然これに服従すべきことを誓約する。我等はこのことの証しとして、以下署名する。紀元1620年、イングランド、フランス及びアイルランドの王としての我等の主権者・ジェームズ国王陛下の治世18年、スコットランド王としての治世54年、11月11日 ケープ・ゴッドにおいて^{註33}。

『オックスフォード英和大辞典』によれば、“our dread Sovereign Lord King”の最初の用例としては、1420年に“Moste Dredde Soverayne Lord”という言葉が現れている。尊称として、“dread Sovereign”が使われた最後の用例としては、1643年の請願書再提出の際に使われたものである。今ここで、この請願書が何であったかを詳しく吟味する余裕はないが、ピューリタン革命に突入する時期だけに何やらのつぴきならない事情があったらしいし、用例がこの時期で閉じられていることも気になるところである。

さらにサミュエル・ジョンソン博士の英語辞典には、「これは、これまで異論の多かったあの恐ろしき陛下(*dread majesty*)を意味しているようである」、と述べられている。どうやら18世紀中葉のジョンソン博士の時代

^{註33} 前掲の高木訳、大下訳、大西訳を参照した。dreadの訳語に関しては大西訳の意義を評価したが、この訳には年号記述部分に、不注意な誤訳がある。本文中に出て来る“Constitutions”に関しては、従来のすべての訳で憲法と訳されてきたが、ピルグリムたちが新たに国家権力を創造したのではないという筆者の理解から、英語の一般的用語法に従って団体規約と訳すことにした。その他の違いは、史実認識の違いというよりは、多分、歴史・文体感覚の違いによるものと考えている。英文テキストとしては、斎藤『アメリカ政治外交史教材』、4-5頁を利用した。

には、この言葉はあまり芳しい言葉ではなく、誰もが受け入れることが出来る言葉ではなくなっており、むしろ 18 世紀になると “Most Gracious Sovereign” の方が一般化していたようである。またこの言葉の語源をジョンソン博士の示唆を頼りに中世ラテン語辞典で遡ると、1388 年頃のラテン語の用例 *metuendissimus* にまで辿り着く。恐ろしき主権者・国王陛下という慣用句は、多分、15 世紀初頭から 17 世紀のある時点まで、抵抗なく受け入れられていたように思われる。ピルグリムたちはこのような慣用句を受け入れる政治文化の中に生きていたのである^{註34}。

5. 大西直樹による社会契約論説批判

大西直樹は最近の著書『ピルグリム・ファーザーズという神話——作られた「アメリカ建国」——』の中で、建国期以降このピルグリムの物語がいかにして国民的神話に仕上げられていったかを丹念に跡づけている。大西によれば、メイフラワー号上の誓約を社会契約論の先駆として最初に神話化したのは、後に合衆国 6 代大統領 (在任, 1825-1829 年) となる若き日の

^{註34} Samuel Johnson, *A Dictionary of the English Language*, 1755. 尊称としての *dread* という英語の、辞典や史料集による検索に関しては、スコットランド史家常見信代教授による懇切・丁寧な助言をえた。当初は称号の、自称と尊称の違いすら明晰には認識していなかったように思う。教授の貴重な示唆を得て以下のような文献を散見しているうちに、問題の所在についての筆者なりの見通しを立てることになった。但し、いかにも門外漢らしい本稿の論述の責任は、もちろん常見教授にはない。A. R. Myers, ed. *English Historical Documents, 1327-1485*, vol. IV, (Eyre & Spottswode, 1960), pp. 305, 249; Edmund Curtis and R. B. Macdowell, ed., *Irish Historical Documents, 1172-1922* (Barnes & Noble, Inc., New York and Methuen & Co. Ltd, London,), pp. 77, 133; Hans Kurath, ed., *Middle English Dictionary*, Ann Arbor, University of Michigan Press, Vol., 2; R. E. Latham, *Revised Medieval Latin Word-list from British and Irish Sources* (Oxford University Press, 1965).

ジョン・クインジー・アダムズであった。1802年、当時フェデラリストであったアダムズは、メイフラワー号上の誓約を“メイフラワー・コンパクト”と名づけ、「これは思索哲学者（ルソー）が政治形態のただひとつの正当な起原と想像している、積極的で根源的な社会契約の人類史のただ一つの実例である」と賛美したというのである^{註35}。大西説を要約すれば、メイフラワー誓約を社会契約論の先駆とみなす考え方自体が、建国後「ジャクソン時代」にかけての東部エスタブリッシュメントの政治文化「リパブリカニズム」の産物であり、西部を基盤とする「ジャクソニアン・デモクラシー」に対抗する新たな「国家主義」として発展した政治神話であったという^{註36}。

この大西のメイフラワー誓約解釈は明らかに美濃部・高木以来の近代的社会契約論説批判である。彼らの近代的社会契約論説がジョン・クインジー・アダムズ以来の神話だったとするならば、この「誓約」は歴史的にどのような性格を持つものと規定すればよいのか。アメリカ文学研究者である大西は、ピルグリムたちの持つ残忍な性格が中世以来の伝統であった点を指摘しているが、西洋中世史の領域にまで踏み込んではいない。他方筆者は「恐ろしき主権者・国王陛下」という言葉にこだわった結果、ピルグリムたちの前近代的性格を示唆した。しかし勿論、そこにとどまって、この「誓約」を中世的な「共同体」再建の努力とみなすべきではない。

興味深いことに、大西はそのことを戒める事実を詳細に記述している。この記述だけでも、大西の著書は読むに値する。ピルグリムたちは渡航費調達のため投資家に多額の借金を負っていた。投資家たちはピルグリムたちの植民地における生産や交易から生じる植民地産品のイギリス本国への返送を期待し、これによる借金返済と金利支払いを当てにして融資していたのである。ピルグリムたちは借金の元本と利子の返済のため、先住民との毛皮取引引きだけでなく、ニューアムステルダムのオランダ植民地とも

^{註35} 大西『ピルグリム』、132-133頁。

^{註36} 大西『ピルグリム』、121-141、162頁。

交易し、さらにフランス人海賊による略奪に脅かされ、本国の悪徳商人による詐欺にもあいながら、苦しい植民地経営に努めねばならなかった。また投資家たちの要求に応えるため、信仰を共にしない「余所もの」の同伴渡航の容認を余儀なくされていた。メイフラワー誓約が信仰共同体とは別個の「余所もの」を加えた世俗的な人間集団の「取り決め」になったのも、このような投資家たちの意向にそったことによる、いわば必然的帰結だったのである^{註37}。

それだけではない。その後間もなくやってきた「ピューリタン」たちが、最初の十年間に大半が信者たちからなる約2万人もの移住者をマサチューセッツ湾植民地に送り込み、その後の発展の礎を築くことに成功したのに対し、ピルグリムたちは植民地の安定的発展に必要な人数の移住信者を確保できなかっただけでなく、彼らの信仰生活の維持に必要な、訓練を受けた有能で信頼のおける聖職者を呼び寄せることすらできなかった^{註38}。

ピューリタンたちは自らが生きる現世世界の変革・再構築を目指す確固たる権力意志を持ち、王国の国家体制と不可分に結びついていた英国国教会そのものを変革しようとし、イデオロギー集団としての大規模で強固な自律的な信者組織を造り上げていた。これに対してピルグリムの指導者たちは、イギリス王権の保護を期待し、英国国教会から平和的に離脱し、自分達だけの理想の世界を建設しようとした、いわゆる「セパラティスト（分離派）」であった。彼らには自らの信仰に生きる決然たる意志はあったが、ピューリタンのような目の前の国家体制に対抗しながら新秩序を構築しようとする権力意志が欠けていた。言いかえれば、彼らの「メイフラワー誓約」には近代社会契約論の真髄とも言うべき人民主権理念確立への志向性を持つエートスが欠如していたのである。

また彼らは大西洋を渡っても、世界的規模で展開していた資本の支配から決して逃れなかった。指導者たちが純粹に宗教的動機から植民を企画し

^{註37} 大西『ピルグリム』、16-105頁。

^{註38} 大西『ピルグリム』、56-63頁。

ていたとしても、彼らは資本主義的な「世界システム」の発展のメカニズムの中で生きていくしかなかった。勿論、後の時代もそうであるが、特にこの時代の資本の支配の下に生きる人々は強力な国家権力の保護を必要としていた。国際的に全くの無法状態の当時にあつては、安全な海外植民地建設とその存続のためには、国王権力の保護下に入り、一定の政治的自治権を保障する特許状の取得が不可欠であつた。しかしピルグリムたちにとって、信仰上の理由だけでなく、経済的力量からもその特許状取得は実現出来なかった。そのことが、後に彼らの植民地がマサチューセッツ湾植民地への併合を余儀なくされる遠因にもなった。

宗教的対立を内包した本国政治の深刻な分裂状態の中にあつて、そしてまた世界的規模での主権国家間の激烈な武力抗争の中にあつて、本国から遠く大西洋によって隔てられた米粒ほどの小さなプリマスの植民地にとっては、例えそれが名ばかりのものであつたとしても、恐ろしきイギリス国王の臣民であることを名乗ることは、最後の望みの綱であつた。ピルグリムたちにとって、恐ろしき国王陛下は、例えそれが敵対勢力によって利用される可能性を否定出来ないものであつたとしても、なくてはならない存在だったのである^{註39}。

^{註39} ピルグリムたちは後にウォンパノウアック族との紛争を契機に、同じイギリス国王の臣民たちが創った他のマサチューセッツ湾植民地、コネチカット植民地、プロヴィデンス植民地をも巻き込んで、全ニューイングランド規模での凄惨な「キング・フィリップス戦争」を起こし、この戦に勝利したのちプリマスの広場に「フィリップ王」の首を24年もの間さらし続けた。大西『ピルグリム』、92-97頁。

この怪奇な行為は、ピルグリムたちに関する「インディアン」との友好の記念とされる「感謝祭」神話とは全く異なるものではあるが、元来、彼らが「啓蒙」期以前の時代の「恐ろしき主権者・ジェームズ国王陛下」の臣下たちであつたとすれば、特に不思議なことではない。ピルグリムたちが国王に対して抱いた「恐怖」とか他者に対する「残虐」についての観念は、19世紀以降、特に南北戦争以後のアメリカ人たちが創り上げた、自らの祖先たちに関して抱く中産階級的観念からは想像を絶するものであつた。

前述の大西の研究によって、ピルグリム＝社会契約先駆者説は否定されたといってよい。最新のあるアメリカ史概説の教科書ではメイフラワー誓約という言葉すら見当たらない。ただ次のような記述がある。「プリマスへの入植は実際の歴史のなかでは小さなエピソードにすぎない。それにもかかわらずアメリカの物語的な歴史のなかで、プリマスへの入植者がとくに敬意をもって扱われてきたのは、彼らが自らの信仰に従って生活できる社会をつくるという理想をもって、家族ぐるみで移住してきた人々であること、そのために大きな犠牲をはらったこと、彼らの指導者が詳細な記録を残していることによる。」^{註40} これは、研究史を踏まえた、なかなか思慮深いコメントではある。もう一つの概説書では、「メイフラワー誓約」を結んだとの記述はあるが、J・P・グリーンの説を紹介して、「南部植民地、とりわけチェサピーク湾に面したヴァージニア、メリーランドの社会の発展が英領植民地の典型例とされ、従来規範とされたニューイングランドはむしろ例外に位置づけられる」と述べている^{註41}。この記述もメイフラワー誓約の歴史的意義を否定するものである。

しかしそれにもかかわらず、ピルグリム＝社会契約先駆者説がアメリカ人全体の国民的神話となったことは歴史事実である。この点で斎藤のアメリカ人の法文化の「原型」とするピルグリム論はやはり魅力的である。しかし、いつ、いかなる政治状況のもとで、国民的神話として確立したかという点になると、これまで納得出来る説明が行われていないように思う。以下、筆者なりに一応の見通しを述べて本稿を閉じる。

^{註40} 有賀貞『ヒストリカル・ガイド ― アメリカ』山川出版社、1994年、28-29頁。

^{註41} 和田光弘「イギリス13植民地の成立と展開」野村達朗編著『アメリカ合衆国の歴史』ミネルヴァ書房、1998年、3-18頁。

6. 建国神話国定化の意図

大西の説明の中では、東部のエスタブリッシュが創造した神話とその後のこの神話の全国的展開の例は、ほとんどすべてニューイングランドないし、ニューイングランド人が移住して持込んだニューイングランド・ヤンキー文化が展開した地域のものである。彼らが創造した建国神話は、フェデラリストの衰退とともに全国政治の中で孤立感を強めつつあったヤンキー・エリートのための神話にはなりえても、同じ東部であっても中部・南部のエリートたちが全体としてこれを共有するすることはなく、従って当時これは国民的神話にはなりえなかったのである。大西はこの事実を見逃している。

1800年大統領選挙に敗北したニューイングランドのフェデラリストたちは、その敗北の原因を合衆国憲法第2条の大統領選挙規定にあると考えた。即ち合衆国憲法によれば大統領選挙人と連邦下院議員の各州への割り当て人数は、自由人人口に南部の奴隷人口の5分の3を加算した「人口数」を基礎にして、比例配分されることになっていた。実際、もし奴隷人口分の選挙人割り当て数を差し引いて計算すると、1800年選挙においても現職大統領ジョン・アダムズがジェファソンに対して多数を制していたのである。したがって彼らはこの5分の3条項こそが諸悪の根源であるであると考えようになった。レナード・L・リチャーズの言葉を借りれば、「モンティチェロに住む奴隷主（トマス・ジェファソン—筆者）の徳を讃美する多くの歴史家たちはこの事実を忘れた。しかしニューイングランド・フェデラリストたちは決して忘れなかった」のである。この遺恨は第二次米英戦争末期1814年12月末から1815年1月初旬にかけて、フェデラリストたちによってコネティカット州ハートフォードで開催された反戦大会で一つの頂点に達した。彼らはこの大会で選挙人割り当てに関する5分3条項を廃止する憲法修正案を決議したのである。

彼らの反戦運動は、アンドルー・ジャクソン将軍のニューオーリンズの戦いの大勝利もあって、すっかり面目を失い、戦後の愛国主義の高揚のな

かで、全国的党派としてのフェデラリストの解体の契機となった。しかしニューイングランドの政治指導者たちの「奴隷主権力（スレイヴ・パワー）」反対の伝統は根強く存続し、彼らの怨念は例えば 1819 年のミズーリ危機のような状況の中で突如として爆発することになる。ミズーリの奴隷州としての連邦加入に対してほとんどの南部議員は賛成したが、ニューイングランド議員を中心に大半の北部議員は反対であった。反対派北部議員を切りくずすため、今後の連邦加入に際しては北緯 36 度 30 分以北は自由州とするという、別途の独立法案を同時に通過させることによって、ミズーリは奴隷州として連邦に編入されることになった。しかしこの別途法案に対してもトマス・ジェファソンと多くのヴァージニア州出身の議員たちは反対した。ジェファソンがミズーリ妥協に対して、最後まで反対を貫いたのは、奴隷所有者として、自らの階級的敵対者を冷徹に見据えていたからである^{註42}。

1803 年のジェファソンによる「ルイジアナ購入」も、ターナー学派以来、西部の白人自由農民のための領土拡大であると解釈されてきたが、ジョン・アダムズの息子ジョン・クインジー・アダムズを含めてフェデラリストたちは、これを単なる自由地の拡大ではなく、奴隷州拡大の試みであると理解して、鋭く反発した。従ってルイジアナ購入は一見、東西対立の間

^{註42} この Missouri Compromise については、「ミズーリ協定」という何十年前になるのか、今ではその起源すらたどれないほどの昔からの誤訳が、今日でも日本で流通している。その誤訳は例えば、平凡社の大百科事典や最近の NHK の講座番組や、今日広く使われてアメリカ史の教科書にまで及んでいる。過去の慣行に従ったまでだと言われればそれまでだが、この誤訳では、「ミズーリ妥協」を廃止することになる 1854 年のカンザズ・ネブラスカ法やその後のドレッド裁判事件の理解を全く誤らせることになる。やはり正すべきことは、機会あるごとに正すべきである。ミズーリ危機についての邦語研究文献としては、筆者の知る限り、明石紀雄『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念』（ミネルヴァ書房、1993 年）の第 13 章、449-473 頁が唯一のものである。

題のように見えて、彼らにとっては、実体は南北対立だったのである。

クインジー・アダムズの場合、戦争回避のため1807年のジェファソンの「出航禁止令」を支持して、フェデラリストたちと袂を分ち、一時期奴隷主階級と協調することもあった。しかしその生涯を通じてみれば、彼は「奴隷主権力」反対と平和外交の姿勢を貫いた理念の人であった^{註43}。

1828年選挙で、在職大統領ジョン・クインジー・アダムズは、南部諸州の輿望を担って挑戦した奴隷主にして、フリー・メイソンでもあったアンドルー・ジャクソンによって打倒された。その後彼は一転して第3政党である反メイソン党に加担することになった。この党は、従来偏狭なパラノイア的運動とみなされがちであったが、カスリーン・スミス・クトロウスキーの研究によって、ニューヨーク州西部におけるフリーメイソンのエリート支配がもたらした殺人の嫌疑の濃厚なモーガン失踪事件に対する、ニューイングランド系住民による糾弾運動から出発した「草の根政党」であったことが明らかにされている^{註44}。しかもこの政党は1832年、米国史上初めて大統領候補選出のための全国代議員大会を開催するまでに発展した。その後、サーロー・ウィードや後のリンカーン政権の国務長官となるウィリアム・シュアードのような職業政治家たちが、この新たな政党を北部を主な基盤とするウィッグ党結成のための足場として利用したことも事実である。この意味において、今日流行の政治用語を用いれば米国史上最

^{註43} Leonard L. Richards, *The Slave Power: The Free North and Southern Dominion, 1780-1860*, Baton Rouge, Louisiana University Press, 2000, pp.41-5.

^{註44} Kathleen Smith Kutolowski, "The Social Composition of Political Leadership: Genesee County, 1821-1860, doc. disseration (Univ. of Rochester, 1973; Ronald P. Formisano with Kathleen Smith Kutolowski, "Antimasonry and Masonry: The Genesis of Protest, "*American Quarterly* (Summer 1977)); Kathleen Smith Kutolowski, "Antimasonry Reexamined: Social Bases of the Grass-Roots Party," *The Journal of American History*, Vol.71 No.2, September, 1984. pp.269-293.

初の「ポピュリズム」運動であったといつてよい。クインジー・アダムズのエリート意識は否定すべくもないが、そのエリートイズムはこのような「ポピュリズム」運動に加担するだけの適応能力をもっていたのである。

アダムズのエリートイズムはまた、1830年代には彼の戦闘的な奴隷制反対論となってあらわれた。1838年彼は何百通もの奴隷制反対請願書を読み上げ、3週間にわたって、議事進行妨害を行い、奴隷制拡大のためのテキサス併合法案を葬った。近年映画でも紹介されたアミスタッド号事件における彼の奮闘は彼の「奴隷主権力」反対闘争のハイライトの一つだったのである^{註45}。

しかし大西は、このようなジョン・クインジー・アダムズの生涯を貫く「奴隷主権力」反対の政治理念と彼の建国神話創造との結びつきを検討せず、彼の神話創造を西部を基盤とする「ジャクソニアン・デモクラシー」に対抗する新たな「国家主義」の端緒として位置づけている。これは大西が、初期共和国時代の政治対立の構造を、南北対立ではなく、東西の政治文化の対立とみなすターナー学説の軌に囚われて、ヤンキー政治文化と奴隷主政治文化との対立をまったく無視してしまったからである。このことが、その後の国民的神話の確立をもたらした政治状況の説明を困難にしている。

大西は、1863年リンカン大統領が「感謝の日」を国民の休日として宣言し、これが契機となって、毎年大統領がこれを宣言する慣行が確立したという大切な事実を指摘しているものの^{註46}、なぜこの年にこの慣行が確立し

^{註45} 対ソ冷戦外交批判の古典的名著『アメリカ外交の悲劇』を書いたウィリアム・アップルトン・ウィリアムズが、クインジー・アダムズの「品位とその思想の一貫性」に讃辞を惜しまなかった所以でもある。口述記録「ウィリアム・A・ウィリアムズ……平和時にも戦争を忘れるなかれ」近藤他編『歴史家たち』、187-213頁。

^{註46} 大西『ピルグリム』162-163、168-169頁。感謝祭が正式に議会の法律によって休日に制定されたのは大不況末期の1939年のことであった。しかし大西によれば、この法律制定の背後には、労働者階級の休日増加要求や、経済界の

たのかを十分に説明せずに終っている。大西はただ、「リンカーンとしては亀裂を深める南北対立をのりこえるために、アメリカ国民がひとつの神にたいして感謝することで、なんとか統一を維持したいという願いでもあった」、とだけ説明している。多分これが、当時あるいはリンカン死後の、多くのヤンキー中産階級の人々が抱いたリンカン像であったかもしれない。しかしリンカンが直面した課題は、こんな「願い」からはほど遠いものであった。

1840年代すでに、プロテスタント諸教会は南北に分裂してしまっており^{註47}、南部バプティスト教会は、今日に至まで北部のパプティスト教会とは別組織として存続し、勿論、日本にも「南部バプティスト教会」がある。南北のアメリカ国民が「ひとつの神に感謝する」などということは、当時の政治状況の下では、欺瞞的政治宣伝か幻想でしかなかった。

時の大統領リンカンはこの年の1月1日に奴隷解放を宣言し、3月1日には徴兵令を発した。これに対し、同年7月ニューヨーク市ではアイルランド人移民だけでなく、アメリカ生まれの多くの労働者を含めての大規模な徴兵反対暴動が起っている。この暴動鎮圧のため、ゲティスバーグの戦いの後、敗退するリー將軍麾下の南軍に対する追討作戦を断念し、連邦軍をニューヨークに呼び戻さなければならなかったのである^{註48}。反戦世論は東部沿岸のニューヨーク市だけでなく、さらに中西部のオハイオ川沿岸地域にまで拡がりをみせた。こうした状況の中で、リンカンは国民総動員体制推進のために「1863年10月3日に11月の最終木曜日を『感謝の日』とする宣言」を発したのである。彼にとってこの「宣言」は、北部の志気を高揚させ、激戦が予想される1864年の大統領選挙で、妥協による南部と

有効需要拡大の思惑もあった。19世紀の建国記念日制定運動の理念とは別の利害が働いていたようである。

^{註47} 南北のプロテスタント・イデオログたちの奴隷制を巡る妥協の余地のない宗教対立については、清水忠重『アメリカの黒人奴隷制論——その思想的展開』木鐸社、2001年、149-260頁。

^{註48} 長田豊臣『南北戦争と国家』東京大学出版会、1992年、90-183頁。

の早期和解を求める野党と対決し、これを圧倒して戦争を勝利に導くための世論対策の一環だったのである。

他方、この出来事は、南部奴隷主側から見れば、南部諸州が連邦権力から離脱した時期をとらえて、感謝祭制定推進派が自分達のナショナリズムに基づく国民祝祭日を国定化することに成功したということになる。というのは、南部の奴隷主たちにとって、不倶戴天の敵であるニューイングランド・ヤンキーが推進して来た「感謝祭」を全国民的な祝日とすることを容認するなどということは、彼らの唱える「州権論」の自己否定だったからである。従ってこの休日宣言は、南北間政治文化闘争における、ヤンキー・ナショナリズムの奴隷主「州権論」に対する勝利宣言、あるいは闘争宣言だったのである。その後間もなく南部の『風と共に去りぬ』の主人公たちは「ヤンキー」によって制圧されることになる。ついでながら歴史年表の中に出て来る最初の「ナショナル」と名のつく法律名も、1863年制定の National Banking Act (or National Bank Act) なのである。この1863年という年こそ、諸州の連合体としての「ユニオン」国家から、連邦からの離脱を軍事力で鎮圧した統一体としての「ネイション」国家への、アメリカ合衆国の決定的転換の年だったのである。1607年に建設された南部ヴァージニア州のウィリアムズバーグではなく、なぜ1620年に建設されたプリマスが建国神話のモデルになりえたのかという問題は、一般観光客の素朴な疑問でもあるが、これは上記の南北戦争前期の政治文化史の文脈を念頭に置いて初めて理解できることなのである。

政党史的補足説明 ニューイングランド・ヤンキーの政治文化は、彼らの移住と共に、19世紀前半に中部大西洋岸諸州から中西部一帯に波及した。しかもこの時期、ニューヨーク州西部を中心に北部全域で展開した信仰復興運動、いわゆる第二次「大覚醒」運動が、この文化のエリートイズムを薄め中産階級性格を強めることになった^{註49}。しかしこの文化の新た

^{註49} Paul E. Johnson, *A Shopkeeper's Millennium: Society and Revivals in*

な展開とその波及は、例えばニューヨーク州では「(ニュー) ヨーカー」と「(ニューイングランド) ヤンキー」との政治文化の対立を生みだし、民主・ウィッグの二大政党制成立の基盤となり、この党派対立が遠くミシガン州のようなフロンティアにまで持込まれた。ニューヨーク州に関するリー・ベンソンによる研究⁵⁰やミシガン州に関するフォルミサーノの研究⁵¹のような、いわゆるアメリカ政治の「民族文化的解釈学派」の研究は、ヤンキー政治文化の北部内での波及が、ジャクソン時代以降、ドイツ系移民やアイルランド系カトリック教徒を始めとする、ニューイングランド系ヤンキー以外の多くの白人たちの強い抵抗にあった点を明らかにしている⁵²。

これらの研究はターナー学派の東西対立モデルから完全に脱却している。ただこれらの研究は、民族文化的対立を重視し、主として北部の州内政治分析を一つ一つ積み重ねていくという研究手法をとっていたため、ヤンキー政治文化の拡大に反対する最も強大な政治勢力が、実は北部にではなく南部の奴隷主階級にあったという、連邦政治次元での政治のダイナミックスをほとんど視野の圏外においていた。そのため、ヤンキー政治文化の連邦政治全体の中での位置づけを困難にした。

なお筆者が規定した中産階級的性格を持つヤンキー政治文化は、党派系譜としては、反メイソン党、ウィッグ党⁵³、自由党、ノーナッシング党、共和党が担うことになった。これらの政党の指導者の多くが中産階級性

Rochester, New York, 1815-1817, McGraw-Hill Ryerson Ltd., 1978.

⁵⁰ Lee Benson, *The Concept of Jacksonian Democracy: New York as a Test Case*. Princeton University Press, 1961.

⁵¹ Ronald P. Formisano, *The Birth of Mass Political Parties: Michigan, 1827-1861*, Princeton, 1971.

⁵² 民族文化的解釈学派の諸研究については、田中きくよ『南北戦争期の政治文化と移民——エスニシティが語る政党再編成と救済』明石書店、2000年を参照。

⁵³ Johnson, “*Shopkeeper’s Millennium*,” pp.129-135.

格をもっていた点は、彼らの対労働運動政策、経済政策等にはっきり現れていたが、文化政策にも見られた。彼らの敵対政党であった民主党と違って、彼らの多くが酒場の営業規制や「禁酒法」制定を積極的に支持した。他方、当時の酒場は、男性労働者にとって気晴らしの場であり、最も大切な仲間との集いの場であり、仕事探し等の情報交換の場であった。これを奪われることは堪え難いことで、このような規制は労働者階級の間では評判が悪かった。誤解を恐れずに単純化して言えば、中産階級の人々にとって教会が果たしていた社会的機能の一部を、酒場が労働者階級のために果たしていたのである。中産階級の人々の側から見れば、労働者階級の貧困と道徳的退廃は放置出来ない状態にまで達しており、酒場こそがその元凶であり、その責任を雇い主や経済体制に負わせることなど論外であった。彼らにとって最も許し難いことは、労働者がここで雇傭主に対するストライキを共謀し、1849年の有名なアスター・プレイス劇場暴動^{註54}のような民衆暴動を扇動し、「社会民主主義者」を名乗る民衆扇動者マイクル・ウォルシュのような人物がこのような酒場の民衆に支持されて、民主党連邦下院議員となり、親南部連合の一翼を担うようになっていくという事態であった^{註55}。

^{註54} 森脇由美子「劇場の街ニューヨークの誕生——アンテベラム期の社会と文化」『立命館文学』558号（1998年）、231-255頁。森脇由美子「1849年アスタープレイス暴動——19世紀中葉ニューヨークの社会関係と文化——」三重大学人文学部文化学科『人文論叢』18号、2001年3月、59-73頁。

^{註55} ショーン・ウィレンツ著、安武秀岳監訳、鵜月裕典・森脇由美子共訳『民衆支配の讃歌——ニューヨーク市とアメリカ労働者階級の形成、1788-1850』（下）木鐸社、2001年、111-186頁。19世紀前半においても、白人労働者階級が黒人差別の重要な一翼を担っていたことは、近年のいわゆる「ホワイトネス研究」によって、さらに明らかにされてきた。この事実は否定できない。しかし同時に、労働者階級の解放と女性や黒人の解放とを統一的に実現しようとしたニューヨーク市勤労者党の指導者トマス・スキドモアのような人物が現れ、彼が19世紀前半の一時期、労働者階級の運動に一定の影響力を及ぼ

勿論、ヤンキー政治文化の影響は当然、1844年選挙と対メキシコ戦争を契機に、南部民主党に叛旗を翻した北部の自由土地党にも及んでいた。しかしこの党派形成を指導したのは、長い間、ヤンキー政治文化に対抗し、南部奴隷主階級と協調してきたヴァン・ビューレン支持派であったので、これをヤンキー政治文化の系譜を担った政党とはみなし難い。この党派の政治文化的基盤の脆弱さが1848年大統領選挙後この政党を短命に終らせる一因ともなった。西部の自由土地党参加の経歴を持つ人々が共和党結成の先頭に立ったのは事実である。しかしすでにリンカン大統領当選時、この党内で指導権を掌握していたのは、民主党系の旧自由土地党員ではなく、旧ウィッグ党員たちだったのである。

していたことも指摘しておくべきであろう。安武秀岳「トマス・スキドモアとその思想——米国産業革命期におけるラディカリズムの追求」『西洋史学』129号、1983年、1-18頁。

なお一時期、労働者階級の中からもワシントンニアン協会のような自発的な禁酒運動が現れたが、この運動は中産階級の運動と違って、法律で飲酒販売を禁止する「禁酒法」制定へは向かわなかった。ウィレンツ『民衆支配の讃歌』(下)、111-137頁。台頭する中産階級文化に対抗する自律的な労働者階級文化の形成についての日本人の研究としては、森脇由美子「娯楽の発達と労働者階級の文化——19世紀中葉ニューヨーク市バワリー街を中心に——」立命館文学534号(1994年3月)、209-230頁がある。